

## 「新監査役監査基準に関連した社長アンケート」集計結果サマリー

平成 17 年 6 月 15 日から 8 月 10 日まで実施された標記アンケート調査は、同年 3 月 15 日現在の 4,630 社中、退会等した 32 社を除く 4,598 社を対象に実施された。回答は 1,449 社から寄せられ、回答率は 31.5%であった。アンケートにご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

### 1. 自社の監査役が自社独特または固有の監査基準を明文化した上で、監査活動を実践することについて

約 70%が賛同し、約 20%が「監査役に任せる」と回答した。

### 2. 「監査役は、監査を通じて企業の『持続的成長の確保』と『企業統治体制の確立』に対する責務を負っている」という新基準の認識について

97%が賛同した。

### 3. 不祥事発生時における監査役の対応について

「取締役と共に、原因究明と事後の対応について協力してほしい」に 56%、「原因究明や事後の対応は、本来執行部が考えるべきことではあるが、監査役はその対応状況の監査に徹してもらいたい」に 41%がそれぞれ回答した。

### 4. 「取締役会等の意思決定」（14 条）について

取締役会等で審議される議案に関し監査役に事前に説明することや資料配布を行うことについて、「当然必要なことである」と 70%以上が回答した。取締役会等における重要な意思決定時における監査役の積極的な発言にも多くの社長が期待していることが分かった。

### 5. 「内部統制システムの整備状況」（15 条）について

コンプライアンス体制、リスクマネジメント体制を伺ったところ、「体制は整えつつも、一方で不安を完全に拭えない」という社長の心境が窺えた。情報開示体制については各社とも積極的である。内部統制システムの整備に関する監査役の関与については、積極的な関与を望む声、監査に徹した関与を望む声が多く挙げられた。

### 6. 「代表取締役と監査役との定期的会合」（26 条）について

「定期的」か「随時」かに拘わらず殆どの会社において代表取締役と監査役との会合が実施されている模様である。

### 7. 「監査役監査の有用性と監査環境の整備等」（27 条）について

自社監査役の仕事に対する認識について「監査役は監査結果の報告は、実際の経営に役立っている」と約 85%が回答した。監査役監査が効果的に行われるための環境整備については、「重要と思われる会議には、監査役にも出席してもらおうようにしている」と約 86%が回答した。子会社等における監査役の配置については、「重要な子会社等の監査役には、親会社監査役が非常勤として兼任したほうがよい」、「子会社等の監査役には、親会社監査役と連携した監査を実施してほしい」に回答が集中した。

### 8. 「会社法現代化後の監査役不設置」について

70%以上が株式譲渡制限のない大会社で、監査役不設置についての選択は、自社においては 80%、子会社等においては 40%が「ありえない」と回答した。

以上

## 「新監査役監査基準に関連した社長アンケート」集計結果

■対象 会員会社 4,598社（平成17年3月15日現在の4,630社中、退会等した32社を除く）  
（大会社4,002社：87%、中小会社・その他法人596社：13%）  
※みなし大会社25社を含む

■調査期間 平成17年6月15日（水）～8月10日（水）

■有効回答社数 1,449社（会員会社の31.5%）  
・大会社回答社数 1,318社※（対象会社の28.7%）※みなし大会社9社を含む  
（有効回答社数の91.0%）  
・中小会社・その他法人回答社数131社（対象会社の2.8%）  
（有効回答社数の9.0%）

社団法人 日本監査役協会  
ケース・スタディ委員会

一.集計結果について .....	1
二.集計結果の構成等 .....	2
三.集計結果	
1. 自社の監査役が自社独特または固有の監査基準を 明文化した上で、監査活動を実践することについて.....	3
2. 「監査役は、監査を通じて企業の『持続的成長の確保』 と『企業統治体制の確立』に対する責務を負っている」と いう新基準の認識について .....	4
3.不祥事発生時における監査役の対応について .....	5
<b>I.「取締役会等の意思決定」(14条)について</b>	
4.取締役会等の議案に関する監査役への事前の 説明・資料配布について .....	6
5.取締役会等重要な意思決定時における 監査役への配慮について.....	7
6.「経営判断の原則」について .....	8
<b>II.「内部統制システムの整備状況」(15条)について</b>	
7.コンプライアンス体制の整備状況について .....	9
8.リスクマネジメント体制の整備状況について .....	10

## 【 目 次 】

9.財務情報その他企業情報の適正かつ適時の 開示体制について .....	11
10. 適時開示のための具体的な対策について .....	12
11. 内部統制システムの整備に関する 監査役の関与について .....	14
<b>III.「代表取締役と監査役との定期的会合」(26条)について</b>	
12. 社長と監査役との定期的会合をもつことについて .....	15
<b>IV.「監査役監査の有用性と監査環境の整備等」(27条)について</b>	
13.自社監査役の仕事に対する認識について.....	16
14. 監査役監査が効果的に行われるための環境整備について .....	17
15.子会社等における監査役の配置について.....	19
16. 会社法現代化後の監査役不設置について .....	20
<b>V. アンケート内容について</b>	
17. 後日の面談について.....	22

平成17年6月15日から8月10日まで実施された標記アンケート調査は、同年3月15日現在の4,630社中、退会等した32社を除く4,598社を対象に実施された。回答は1,449社から寄せられ、回答率は31.5%であった。アンケートにご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げたい。

## 一.集計結果について

- 上場会社は、非上場会社よりも回答比率が高かった。  
新基準はもともと上場大会社を念頭に策定されているため、より関心が高かったものと思われる。
- 大会社は、他の会社よりも回答比率が高かった。  
これも新基準がもともと上場大会社を念頭に策定されていることが原因であると考えられる。

## 二.集計結果の構成等

集計結果は、「全回答会社版」、「大会社版」、「中小会社等版」に分けて作成している。本集計結果では、データをまとめて示し、特にお断りのない限り、「全回答会社版」のデータについて適宜コメントを付している。

なお、具体的な記述による回答は、大変量が多いため、数例を紹介するにとどめた。

各データの母数が回答社数合計と異なる設問がある。これは、1つしか選択肢を選べない設問に対して、2つ以上を回答したものを除外したためである。

### 三.集計結果

#### 1. 自社の監査役が自社独特または固有の監査基準を明文化した上で、監査活動を実践することについて

(1) 貴社における監査役は、法令の定めに加えて自社独特または固有の監査基準を明文化した上で、これに基づいた監査活動を実践するべきだとお考えになりますか。

選択肢	全体		大会社		中小会社等	
1.そう考える	1016	70.2%	927	70.4%	89	67.9%
2.そうは考えない	103	7.1%	92	7.0%	11	8.4%
3.監査役に任せる	290	20.0%	265	20.1%	25	19.1%
4.わからない	10	0.7%	9	0.7%	1	0.8%
5.その他	16	1.1%	13	1.0%	3	2.3%
未回答	13	0.9%	11	0.8%	2	1.5%
合計	1448	100.0%	1317	100.0%	131	100.0%

約70%が「そう考える」と回答した。「監査役に任せる」も少なからずあることに注目したい。

その他の回答として、

- ・ 多くの監査・審査を受ける組織や社員の負担を軽減し、法令に定める監査役監査が有効に行えるようISOの監査との相互補完を図っていきたいと考えている。
- ・ 監査基準ではないが年度監査計画が策定・公開されており、監査の方針・考え方が明示されている。
- ・ 規程マニュアルにしばられない大所高所からの監査に期待する。
- ・ 但し、経営効率を妨げない工夫が必要。
- ・ 幅広い取り組みで執行側を啓蒙してほしい。
- ・ 日本監査役協会作成の監査役監査基準を参考に監査活動を実施すべき。

などがあった。

## 2. 「監査役は、監査を通じて企業の『持続的成長の確保』と『企業統治体制の確立』に対する責務を負っている」という新基準の認識について

(2) 昨年2月、当協会の「監査役監査基準」が全面改定されました（以下、「新基準」と称します）。新基準は「監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている」との認識に立って構成されていますが、この点について如何お考えになりますか。

選択肢	全体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1.賛成である	1405	97.0%	1276	96.8%	129	99.2%
2.反対である	5	0.3%	5	0.4%	0	0.0%
3.わからない	13	0.9%	13	1.0%	0	0.0%
4.その他	19	1.3%	18	1.4%	1	0.8%
未回答	6	0.4%	6	0.5%	0	0.0%
合計	1448	100.0%	1318	100.0%	130	100.0%

アンケート対象会社の社長には、新基準を調査票とともに同封して郵送したが、殆どの社長が新基準の基本的スタンスに賛成している。

その他の回答として、

- ・ 株主からの視点でなく、社会性からの視点も必要。
- ・ 株主至上主義的な考えで監査を行うことには疑問がある。
- ・ 現実に全ての企業において監査役がそのような責務を果たせるのか疑問。
- ・ 企業統治体制の確立と運用に寄与することが責務と認識している。
- ・ 株主の負託のみならず、企業からも同様の責務を期待されている。
- ・ 企業統治体制については、取締役が直接的に確立する責務を負っているのであって、監査役はその実効性につきモニタリングするという意味で間接的に寄与する程度でよいのではないのでしょうか。

などがあった。

### 3. 不祥事発生時における監査役の対応について

(3) 万一、貴社で不祥事が発生した場合、どのような対応を監査役にお望みになりますか。

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1.取締役と共に、原因究明と事後の対応について協力してほしい	809	56.0%	736	56.0%	73	55.7%
2.原因究明や事後の対応は、本来執行部が考えるべきことではあるが、監査役はその対応状況の監査に徹してもらいたい	593	41.0%	540	41.1%	53	40.5%
3.監査役に任せるので、独自にやってもらえばよい	21	1.5%	17	1.3%	4	3.1%
4. その他	16	1.1%	15	1.1%	1	0.8%
未回答	6	0.4%	6	0.5%	0	0.0%
合計	1445	100.0%	1314	100.0%	131	100.0%

自社に不祥事が発生した場合における監査役の対応については、選択肢1と選択肢2に大別された。

その他の回答として、

- ・ 当社は監査を重視してきた。特に原因究明に当たり、監査役の日常的な監査活動に基づく協力が不可欠。
- ・ 取締役と監査役は、各々の立場で原因究明に当たり、連携して事後の対応を考えてもらいたい。
- ・ 監査役個人の資質・経歴等による。
- ・ 監査役は対応状況の監査をきっちり行うとともに、原因究明と事後の対応についても取締役とは違った視点でのサポートを期待している。

などがあった。

## I. 「取締役会等の意思決定」(14条)について

### 4. 取締役会等の議案に関する監査役への事前の説明・資料配布について

(4) 取締役会等で審議される議案に関して、監査役に事前に説明することや資料配布を行うことについて如何お考えになりますか。  
(複数回答)

1. 取締役会等で十分な審議をはかるためには当然必要なことである
2. 決議に参加する取締役には必要であるが、監査役にまでは必要ない
3. 取締役会とは別の意思決定機関(常務会・経営委員会等)に監査役も同席しているため、その必要はない
4. その他

#### 選択肢別集計(複数回答)

選択肢	全体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	1120	77.3%	1026	77.8%	94	71.8%
2	37	2.6%	34	2.6%	3	2.3%
3	304	21.0%	275	20.9%	29	22.1%
4	64	4.4%	54	4.1%	10	7.6%
未回答	5	0.3%	4	0.3%	1	0.8%
	N=1449		N=1318		N=131	

70%以上が、選択肢1を回答した。監査役アンケートの集計結果(2-2)でも64.7%が「監査役に対して事前に資料配布や説明が行われている」と回答している。

その他の回答として、

- ・ 適正に審議する為の資料の事前配布は必要だが、昔風の根回しは不要。
- ・ 事前の説明については議案によりなくても可の場合もあるが、取締役監査役は区別されるべきではない。
- ・ 重要会議については、非常勤監査役に対し事前説明を実施している。

などがあった。

#### 回答パターン別集計(※)

選択肢	全体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	1049	72.4%	960	72.8%	89	67.9%
3	241	16.6%	215	16.3%	26	19.8%
1.3	54	3.7%	52	3.9%	2	1.5%
4	42	2.9%	36	2.7%	6	4.6%
2	32	2.2%	29	2.2%	3	2.3%
1.4	14	1.0%	11	0.8%	3	2.3%
合計	1449	100.0%	1318	100.0%	131	100.0%

※Q4のように複数回答の設問の場合は、どの選択肢を選んだかが分かるように主な回答パターン別の集計を抜粋している。Q4で選択肢「1.3」とあるのは、1と3に0を付けた社長が54名いることを意味する。また、選択肢単体の集計表では、純粋に選択肢別の回答数を示している。以下、複数回答の設問は同様。

## 5. 取締役会等重要な意思決定時における監査役への配慮について

(5) 取締役会等における重要な意思決定時、監査役に対してどのような配慮をなさいますか。

(複数回答)

1. 監査役の意見も積極的に聞きたいので、意思決定時には監査役の意見も求めている
2. 特に意見を求めないが、必要に応じた積極的な発言を期待している
3. 特に意見を求めないが、監査役が自由に発言できる雰囲気を作るようにしている
4. 監査役は決議に参加する立場にはないから、オブザーバーの役割を果たしてもらえばよい
5. その他

### 回答パターン別集計

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	602	41.5%	548	41.6%	54	41.2%
2	412	28.4%	369	28.0%	43	32.8%
3	215	14.8%	197	14.9%	18	13.7%
2.3	128	8.8%	122	9.3%	6	4.6%
1.3	37	2.6%	34	2.6%	3	2.3%
1.2	17	1.2%	16	1.2%	1	0.8%
1.2.3	14	1.0%	13	1.0%	1	0.8%
5	8	0.6%	6	0.5%	2	1.5%
2.5	5	0.3%	4	0.3%	1	0.8%
1.4	2	0.1%	2	0.2%	0	0.0%
1.5	1	0.1%	1	0.8%	0	0.0%
2.4	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
3.4	2	0.1%	2	0.2%	0	0.0%
4	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
1.3.5	1	0.1%	0	0.0%	1	0.8%
未回答	3	0.2%	3	0.2%	0	0.0%
合計	1449	100.0%	1318	100.0%	131	100.0%

回答パターン別集計、選択肢別集計ともに選択肢1に回答が集中した。監査役アンケートの集計結果(6)でも約80%が「監査役が忌憚なく意見陳述できる雰囲気である」と回答している。

その他の回答として、

- ・ 具体的な議事においては、取締役・監査役の区別なく出席者は自由に発言できる。
- ・ 但し、議題によっては監査役の意見は必ず求めることにしている。
- ・ 必要に応じて意見を求めているし、監査役も自ら職務上必要なことであると考えるときは、積極的に発言して欲しい。

などがあった。

### 選択肢別集計 (複数回答)

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	674	46.5%	613	46.5%	61	46.6%
2	577	39.8%	525	39.8%	52	39.7%
3	397	27.4%	368	27.9%	29	22.1%
4	6	0.4%	6	0.5%	0	0.0%
5	15	1.0%	10	0.8%	5	3.8%
未回答	3	0.2%	3	0.2%	0	0.0%
	N=1449		N=1318		N=131	

## 6. 「経営判断の原則」について

(6) いわゆる「経営判断の原則」について如何お考えになりますか。

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1. 自社では十分に審議を尽くしている	945	65.8%	871	66.6%	74	56.9%
2. 今までは必ずしも十分でなかったので 今後審議内容を充実させたい	372	25.9%	328	25.1%	44	33.8%
3. 「経営判断の原則」は知っているが実 際にあまり気にしたことがない	76	5.3%	69	5.3%	7	5.4%
4. 「経営判断の原則」についてはよく知 らない	20	1.4%	17	1.3%	3	2.3%
5. その他	16	1.1%	14	1.1%	2	1.5%
未回答	8	0.6%	8	0.6%	0	0.0%
合計	1437	100.0%	1307	100.0%	130	100.0%

大会社と中小会社等で比較すると、選択肢1と選択肢2に約9ポイントの差があることが分る。

その他の回答として、

- ・ 取締役会において監査役からも内容・留意点等の説明があり、よく承知している。
- ・ 社内の目線で考えるのではなく、外部の価値基準で判断することが必要と思う。
- ・ 「経営判断の原則」については知らないが、この条文自体を当然のことと考えている。
- ・ 十分審議していると考えていますが、特に重要と思われる点や自分自身確信に至らない場合等、監査役の意見を求めている。
- ・ 特に意識したわけではないが、全て必要なことであり、意思決定に際しては結果的に原則に則っていたと考える。後は意識して実践していきたい。

などがあった。

## Ⅱ.「内部統制システムの整備状況」（15条）について

### 7. コンプライアンス体制の整備状況について

（7）貴社のコンプライアンス体制の整備状況について如何お考えになりますか。

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1.体制は十分整えており、コンプライアンス面の不安はまずない	94	6.5%	89	6.8%	5	3.8%
2.体制は十分整えているつもりであるが、予期せぬ事態が発生する不安はある	803	55.9%	731	55.9%	72	55.4%
3.体制は一応整えているが、まだ不十分な部分がある	464	32.3%	417	31.9%	47	36.2%
4.体制の整備は今後の課題である	53	3.7%	48	3.7%	5	3.8%
5.その他	9	0.6%	8	0.6%	1	0.8%
未回答	14	1.0%	14	1.1%	0	0.0%
合計	1437	100.0%	1307	100.0%	130	100.0%

コンプライアンス体制は整えつつも、一方で不安を完全に拭えないという社長の心境が窺える。

大会社と中小会社等で比較すると、選択肢1と選択肢3に3ポイント以上の差があることが分る。

その他の回答として、

- ・ コンプライアンス体制とは何を意味しているのか。
- ・ 形式として体制を整えても、社長以下取締役の行動規範がおかしければ役に立たないという立場で指導している。
- ・ 体制は十分整えているとの認識はあるが、不安がまずないとは言い切れない。
- ・ 体制は十分整えているつもりだが、予期せぬ事態が発生する可能性がないとはいえないので、常に改善の努力をしている。

などがあった。

## 8. リスクマネジメント体制の整備状況について

(8) 貴社のリスクマネジメント体制の整備状況について如何お考えになりますか。

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1.体制は十分整えており、リスクマネジメント面の不安はまずない	49	3.4%	46	3.5%	3	2.3%
2.体制は十分整えているつもりであるが、予期せぬリスクが発生する不安はある	784	54.4%	718	54.8%	66	50.4%
3.体制は一応整えているが、まだ不十分な部分がある	520	36.1%	472	36.0%	48	36.6%
4.体制の整備は今後の課題である	69	4.8%	56	4.3%	13	9.9%
5.その他	8	0.6%	7	0.5%	1	0.8%
未回答	11	0.8%	11	0.8%	0	0.0%
合計	1441	100.0%	1310	100.0%	131	100.0%

リスクマネジメント体制は整えつつも、一方で不安を完全に拭えないという社長の心境が窺える。

リスクマネジメント体制の整備状況について「今後の課題」とした回答比率は、コンプライアンス体制と情報開示体制のそれよりも若干高くなっている。

その他の回答として、

- ・ 日常業務における判断でも常にリスクが付きまとう。整備することが大切だが、絶えずリスクを考慮する習慣をつけることが大切である。
- ・ 企業体質はオープンな経営を志向しているが、外部からの影響や知見のなさからくるリスクは発生の可能性も否定できない。17年4月よりリスク管理委員会を設置。
- ・ 体制問題と運用問題の両面に注意する必要がある。
- ・ 体制は十分整えているつもりだが、予期せぬ事態が発生する可能性がないとはいえないので、常に改善の努力をしている。

などがあった。

## 9. 財務情報その他企業情報の適正かつ適時の開示体制について

(9) 貴社の財務情報その他企業情報の適正かつ適時の開示体制について如何お考えになりますか。(複数回答)

1. 積極的に開示する方針である
2. 情報の開示については自分が責任を持って判断している
3. 開示が必要な事項については即座に社長まで情報があがってくるような体制ができている
4. 都合の悪い情報が正確・迅速に伝達されない不安はある
5. 財務情報の開示体制は概ね整えているが、その他の情報開示の体制についてはまだ不十分な部分がある
6. 情報開示体制の構築はこれからの課題である
7. その他

選択肢別集計回答、パターン別集計ともに選択肢1に回答が集中した。

その他の回答として、

- ・ 情報開示のスピード面で改善の必要性あり。情報共有化の意識面をより徹底する必要性あり。
- ・ これからの企業には積極的開示が重要である。
- ・ 情報開示委員会を設置して適切な情報開示を行っている。
- ・ お客様への責任、社会的責任に鑑み、必要な情報は適時開示している。
- ・ 定期的な経営陣の情報交換の場を利用し、企業の情報開示について議論されており、適正な企業情報をサポートする開示委員会を設置している。

などがあった。

### 選択肢別集計（複数回答）

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	1027	70.9%	948	71.9%	79	60.3%
2	312	21.5%	290	22.0%	22	16.8%
3	609	42.0%	580	44.0%	29	22.1%
4	137	9.5%	126	9.6%	11	8.4%
5	318	21.9%	284	21.5%	34	26.0%
6	36	2.5%	28	2.1%	8	6.1%
7	30	2.1%	26	2.0%	4	3.1%
未回答	6	0.4%	5	0.4%	1	0.8%
	N=1449		N=1318		N=131	

### 回答パターン別集計

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	380	26.20%	335	25.40%	45	34.40%
1.3	236	16.30%	230	17.50%	6	4.60%
3	125	8.60%	117	8.90%	8	6.10%
1.2.3	118	8.10%	112	8.50%	6	4.60%
1.5	114	7.90%	101	7.70%	13	9.90%
5	84	5.80%	70	5.30%	14	10.70%
2.3	52	3.60%	48	3.60%	4	3.10%
2	29	2.00%	23	1.70%	6	4.60%
合計	1449	100.00%	1318	100.00%	131	100.00%

## 10. 適時開示のための具体的な対策について

(10) 各証券取引所から「適時開示に係る宣誓書」及び「有価証券等の記載内容の適正性に関する確認書」の提出が義務付けられましたが、適時開示のための具体的な対策を講じられましたか。

1. 講じた
2. 講じる予定
3. 既に対策を講じており、新たな対策を実施する予定（必要性）はない
4. 当社は当該義務の適用がない会社である
5. その他

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
	数	割合	数	割合	数	割合
1.講じた	283	19.7%	273	20.9%	10	7.6%
2.講じる予定	118	8.2%	108	8.3%	10	7.6%
3.既に対策を講じており、新たな対策を実施する予定(必要性)はない	527	36.7%	513	39.3%	14	10.7%
4.当社は当該義務の適用がない会社である	377	26.2%	297	22.7%	80	61.1%
5.その他	55	3.8%	48	3.7%	7	5.3%
未回答	77	5.4%	67	5.1%	10	7.6%
合計	1437	100.0%	1306	100.0%	131	100.0%

大会社では、有価証券報告書提出会社が多く、適時開示のための新たな対策を実施する必要性がないと約4割が回答した。

選択肢1の例示として、以下のようなものがあった。

1	適時開示のためルールの明確化・規程化
2	有価証券等の記載内容のチェック体制整備
3	社内権限規定の見直し
4	適時開示に係る社内体制の整備、周知、コンプライアンス教育の実施
5	会社情報の流れを一元化し、情報発信機関(管理本部)を明確化した
6	IR専任者任命、財務部の強化、内部監査体制強化、監査役・会計監査人の協働体制への協力
7	内部統制の専任を設置し、内部監査を実施
8	ディスクロージャー委員会を設置し、内部統制の有効性を評価
9	開示検討グループの開設、有報の経営会議、取締役会での審議・決定
10	責任部署の明確化、重要な経営情報の取締役会への適切な付議、報告
11	取締役会でチェック、確認
12	主体は、社長であるが、執行役員及び監査役とも協議している
13	開示にあわせ、役員会を適当な時期に変更した
14	宣誓書、確認書提出にあたり、経営会議(最高意思決定機関)で審議、確認している

選択肢2の例示としては、上記のほか、以下のようなものがあった。

1	明らかに減益になる場合には、ルール内でも開示する
2	ディスクロージャーポリシーの制度。適正と判断した理由が書けるように、作成プロセスを明文化する

その他の回答として、以下のようなものがあった。

1	従来から適時開示、適正性について、組織、各関係部が意識し、対策を講じてきたところだが、監査役・監査法人との関係を一層深めたい
2	情報交換のため監査法人、常勤監査役と代表取締役との定例ミーティング設定、並びに監査法人、常勤監査役、内部監査部門との連携強化
3	監査役による取締役の業務執行及び有報作成業務の妥当性の検証すべき体制の確立
4	有報等開示委員会を設置するとともに、作成体制を構築し、プロセスの明確化を図った
5	米SOX法要請に対応し、「COSOプロジェクトチーム」を設置して、COSOフレームワークに基づく、財務情報の信頼性を確保するための内部統制システムを構築・整備中
6	東証ルールに則り、全社員にパンフレットを配布の上、教育、研修をした

## 11. 内部統制システムの整備に関する監査役の関与について

(11) 内部統制システムの整備に関する監査役の関与について如何お考えになりますか。

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
1.監査役の本来の業務ではないが積極的に協力してもらいたい	804	55.6%	728	55.4%	76	58.5%
2.内部統制システムの整備は取締役が行うが、監査役にはその整備状況の監査に徹してもらいたい	608	42.1%	558	42.4%	50	38.5%
3.その他	16	1.1%	13	1.0%	3	2.3%
未回答	17	1.2%	16	1.2%	1	0.8%
合計	1445	100.0%	1315	100.0%	130	100.0%

中小会社等の社長は、大会社の社長に比べ監査役の積極的な協力を望む傾向が見られる。

その他の回答として、

- ・ 監査役の意見等を参考に、体系的なシステム構築を図りたい。
- ・ 特に常勤監査役については、チェック機能面だけでなく、知識・経験が大きな経営資源と考えている。
- ・ 監査役には整備状況の監査のみならず、整備の過程において積極的なアドバイスをお願いしたい。
- ・ 内部統制システムの整備は、取締役が監査役と協議、コンセンサスを形成の上、進めるべきものと認識している。
- ・ 経営トップ、取締役が行うが、監査役には社会の状況などにつき助言もいただきたい。

などがあった。

### Ⅲ.「代表取締役と監査役との定期的会合」(26条)について

#### 12. 社長と監査役との定期的会合をもつことについて

(12) 社長と監査役との定期的会合をもつことについて如何お考えになりますか。

(複数回答)

1. 監査役としての職責を果たしてもらうために重要と考えるので、定期的に会合をもち、積極的に自分の考えを伝え、監査役の意見も聞きたい
2. 監査役とはいつでも話し合いができるので、特に改めて定期的会合をもつことはない
3. 積極的に必要性は感じないが、要望があれば会合をもつてもよい
4. 監査役とは特に会合をもつ必要性を感じない
5. その他

#### 回答パターン別集計

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
1	818	56.5%	759	57.6%	59	45.0%
2	473	32.6%	415	31.5%	58	44.3%
1.2	42	2.9%	38	2.9%	4	3.1%
2.3	36	2.5%	34	2.6%	2	1.5%
3	26	1.8%	23	1.7%	3	2.3%
1.5	20	1.4%	17	1.3%	3	2.3%
5	15	1.0%	14	1.1%	1	0.8%
2.5	9	0.6%	9	0.7%	0	0.0%
1.3	2	0.1%	2	0.2%	0	0.0%
1.4	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
3.5	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
1.2.5	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
2.3.5	1	0.1%	0	0.0%	1	0.8%
未回答	4	0.3%	4	0.3%	0	0.0%
合計	1449	100.0%	1318	100.0%	131	100.0%

回答パターン別集計、選択肢別集計ともに選択肢1に回答が集中した。監査役アンケートの集計結果(20)でも70%以上の会社で実施されている。

その他の回答として、

- ・ 監査役との意思疎通は重要視している。
- ・ 定期的な会合はもっていないが、必要に応じ、社長が監査役室を訪問し、意見交換を実施している。
- ・ 監査役も毎週の経営会議メンバーとなっており、この点で既に定期的な会合が実現できている。2に丸を付したのは”更に”という意味である。

などがあった。

#### 選択肢別集計(複数回答)

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
1	884	61.0%	818	62.1%	66	50.4%
2	562	38.8%	497	37.7%	65	49.6%
3	66	4.6%	60	4.6%	6	4.6%
4	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
5	47	3.2%	42	3.2%	5	3.8%
未回答	4	0.3%	4	0.3%	0	0.0%
	N=1449		N=1318		N=131	

#### IV. 「監査役監査の有用性と監査環境の整備等」(27条)について

##### 13. 自社監査役の仕事に対する認識について

(13) 貴社の監査役の仕事についてどのように認識されていますか。(複数回答)

1. 監査役は、実際の経営に役立っている
2. 監査役から報告は受けているが、あまり役には立っていない
3. 監査役にも経営全般を俯瞰できるだけの見識を持ってほしい
4. 監査役から満足いく報告を受けたことがない
5. 監査役は、あまり期待をしていない
6. その他

##### 回答パターン別集計

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	1031	71.2%	946	71.8%	85	64.9%
1.3	195	13.5%	173	13.1%	22	16.8%
3	90	6.2%	80	6.1%	10	7.6%
2	48	3.3%	44	3.3%	4	3.1%
6	24	1.7%	21	1.6%	3	2.3%
2.3	22	1.5%	20	1.5%	2	1.5%
1.6	6	0.4%	5	0.4%	1	0.8%
4	6	0.4%	6	0.5%	0	0.0%
5	3	0.2%	2	0.2%	1	0.8%
合計	1449	100.0%	1318	100.0%	131	100.0%

選択肢1に回答が集中する傾向がある。また、選択肢3を回答する社長も少なからずいる。監査役としても今後留意する必要がある。

その他の回答として、

- ・ 会社制度のめまぐるしい変化に対応できる十分な情報注入をしてもらっている。
- ・ 監査役から積極的な提言ができるような雰囲気作りを進める必要を感じている。
- ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門との関係を図り、要として機能してもらいたい。
- ・ 監査結果報告はもとより、日常的に意見見解を求めており、結果報告のみならず、監査経過も役立っている。
- ・ 社外監査役から貴重な意見を頂いている。

などがあった。

##### 選択肢別集計(複数回答)

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	1239	85.5%	1130	85.7%	109	83.2%
2	77	5.3%	70	5.3%	7	5.3%
3	316	21.8%	280	21.2%	36	27.5%
4	9	0.6%	9	0.7%	0	0.0%
5	8	0.6%	6	0.5%	2	1.5%
6	32	2.2%	28	2.1%	4	3.1%
未回答	10	0.7%	9	0.7%	1	0.8%
	N=1449		N=1318		N=131	

#### 14. 監査役監査が効果的に行われるための環境整備について

(14) 監査役監査が効果的に行われるためにどのような環境整備をしていますか。(予定でも構いません)

(複数回答)

1. 監査役候補者の選定については、日頃から在任の監査役と意見交換をしている
2. 経営上重要な影響のある問題については、法律の定めのかんに拘わらず自分から監査役に説明している
3. 各取締役にも必要事項は積極的に監査役に説明するよう指示している
4. 重要と思われる会議には、監査役にも出席してもらうようにしている
5. すべての社内情報、グループ情報に監査役が自由にアクセスできるようにしている
6. 監査役を補佐するスタッフを監査役の要望に応じて配置している
7. 内部監査部門には監査役と連係した監査を実施するように指示している
8. 監査役が必要とする監査費用は制限しないようにしている
9. その他

#### 選択肢別集計(複数回答)

選択肢	全体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	253	17.5%	238	18.1%	15	11.5%
2	521	36.0%	484	36.7%	37	28.2%
3	515	35.5%	472	35.8%	43	32.8%
4	1252	86.4%	1137	86.3%	115	87.8%
5	891	61.5%	825	62.6%	66	50.4%
6	265	18.3%	248	18.8%	17	13.0%
7	764	52.7%	709	53.8%	55	42.0%
8	517	35.7%	472	35.8%	45	34.4%
9	11	0.8%	9	0.7%	2	1.5%
未回答	6	0.4%	5	0.4%	1	0.8%
	N=1449		N=1318		N=131	

回答パターン別集計を見ると、選択肢4と5を選ぶ社長が多いことが分る(次頁参照)。単体の集計では、選択肢4に回答が集中している。

なお、選択肢8の監査費用は、商法では279条の2(会社法388条)において、「会社は監査費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除いて、これを拒むことができない」と規定されている。

その他の回答として、

- ・ 常勤監査役の知識・経験は大きな経営資源と考えている。
- ・ 重要事項については、社内会議体にて審議する体制をとっており、監査役にも参画していただいている。
- ・ 監査役を補佐する体制を早急に構築する予定。

などがあつた。

回答パターン別集計

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
4.5	91	6.3%	79	6.0%	12	9.2%
4.5.7	83	5.7%	78	5.9%	5	3.8%
4	71	4.9%	59	4.5%	12	9.2%
4.7	58	4.0%	52	3.9%	6	4.6%
4.5.7.8	56	3.9%	52	3.9%	4	3.1%
2.4	42	2.9%	39	3.0%	3	2.3%
3.4	35	2.4%	31	2.4%	4	3.1%
4.5.8	35	2.4%	31	2.4%	4	3.1%
2.3.4.5.7. 8	34	2.3%	29	2.2%	5	3.8%
3.4.5	30	2.1%	27	2.0%	3	2.3%
2.4.5	26	1.8%	25	1.9%	1	0.8%
2.3.4.5.6. 7.8	25	1.7%	25	1.9%	0	0.0%
2.4.5.7	24	1.7%	20	1.5%	4	3.1%
3.4.5.7	24	1.7%	22	1.7%	2	1.5%
1.2.3.4.5. 6.7.8	22	1.5%	20	1.5%	2	1.5%
2.4.5.8	20	1.4%	19	1.4%	1	0.8%
2.4.7	20	1.4%	18	1.4%	2	1.5%
3.4.5.6.7. 8	21	1.4%	20	1.5%	1	0.8%
2.4.5.7.8	19	1.3%	17	1.3%	2	1.5%
2	18	1.2%	16	1.2%	2	1.5%
4.8	17	1.2%	10	0.8%	7	5.3%
2.3.4	18	1.2%	16	1.2%	2	1.5%
3.4.5.7.8	18	1.2%	18	1.4%	0	0.0%

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
3.4.7	17	1.2%	15	1.1%	2	1.5%
4.5.6.7	17	1.2%	16	1.2%	1	0.8%
1.2.3.4.5. 7.8	16	1.1%	15	1.1%	1	0.8%
4.7.8	16	1.1%	13	1.0%	3	2.3%
1.4.5.7	14	1.0%	13	1.0%	1	0.8%
2.3.4.5	14	1.0%	14	1.1%	0	0.0%
2.3.4.5.7	14	1.0%	13	1.0%	1	0.8%
2.3.4.7	14	1.0%	13	1.0%	1	0.8%
3.4.5.8	14	1.0%	12	0.9%	2	1.5%
4.5.6.7.8	15	1.0%	15	1.1%	0	0.0%
1	13	0.9%	10	0.8%	3	2.3%
1.4.7	13	0.9%	12	0.9%	1	0.8%
1.4.5	11	0.8%	11	0.8%	0	0.0%
2.4.7.8	12	0.8%	12	0.9%	0	0.0%
4.5.6	11	0.8%	9	0.7%	2	1.5%
1.4	10	0.7%	9	0.7%	1	0.8%
5	10	0.7%	9	0.7%	1	0.8%
5.7	10	0.7%	10	0.8%	0	0.0%
1.2.3.4.5. 6.7	10	0.7%	9	0.7%	1	0.8%
2.3.4.5.8	10	0.7%	10	0.8%	0	0.0%
2.5	8	0.6%	8	0.6%	0	0.0%
3.5	9	0.6%	8	0.6%	1	0.8%
4.6	8	0.6%	8	0.6%	0	0.0%
2.3.4.7.8	9	0.6%	8	0.6%	1	0.8%
合計	1449	100.0%	1318	100.0%	131	100.0%

## 15. 子会社等における監査役の配置について

### (15) 子会社等における監査役の配置について如何お考えになりますか。(複数回答)

1. 重要な子会社等においては、商法特例法上の大会社でなくても常勤の監査役がいた方がよい
2. 商法特例法上の大会社でない限り常勤の監査役はいなくてもよい
3. 重要な子会社等の監査役には、親会社監査役が非常勤として兼任したほうがよい
4. 子会社等の監査役には、親会社からの派遣ではない人材を配置したほうがよい
5. 子会社等の監査役には、親会社監査役と連係した監査を実施してほしい
6. その他

#### 選択肢別集計(複数回答)

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
1	490	33.8%	441	33.5%	49	37.4%
2	360	24.8%	345	26.2%	15	11.5%
3	600	41.4%	560	42.5%	40	30.5%
4	51	3.5%	43	3.3%	8	6.1%
5	634	43.8%	592	44.9%	42	32.1%
6	81	5.6%	63	4.8%	18	13.7%
未回答	43	3.0%	35	2.7%	8	6.1%
	N=1449		N=1318		N=131	

選択肢別集計を見ると選択肢3または選択肢5を選ぶ社長が多くいることが分る。社長は、子会社等の監査役に対して親会社監査役との連係した監査を望んでいるようである。

その他の回答として、

- ・ 4については、外部中立の人材が監査役として配置するも親会社より派遣される監査役も同時に配置する方がよい。
- ・ 当社の役員が非常勤役員を兼任しており、また、経営状況等のヒアリングを実施しているため常勤監査役の配置について必要性を感じない。
- ・ 関連会社の全てに親会社監査役が監査役に就任している
- ・ 会社の業態、規模や親会社との取引上の補完関係の強弱などが異なり、一律に定められない

などがあった。

#### 回答パターン別集計

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
3	190	13.1%	172	13.1%	18	13.7%
1	170	11.7%	146	11.1%	24	18.3%
5	149	10.3%	135	10.2%	14	10.7%
2	144	9.9%	136	10.3%	8	6.1%
1.5	135	9.3%	126	9.6%	9	6.9%
3.5	135	9.3%	126	9.6%	9	6.9%
2.5	85	5.9%	82	6.2%	3	2.3%

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
2.3	83	5.7%	82	6.2%	1	0.8%
1.3	77	5.3%	71	5.4%	6	4.6%
1.3.5	68	4.7%	64	4.9%	4	3.1%
6	66	4.6%	49	3.7%	17	13.0%
2.3.5	36	2.5%	35	2.7%	1	0.8%
1.4	18	1.2%	15	1.1%	3	2.3%
合計	1449	100.0%	1318	100.0%	131	100.0%

## 16. 会社法現代化後の監査役不設置について

(16) 会社法現代化法案の中では、株式譲渡制限のある中小会社において取締役会を設置しない場合、監査役を置かないことが認められます。この点について如何お考えになりますか。該当する選択肢の番号に○印をご記入いただき、文章を完成させていただきますようお願い申し上げます。

- ・ 当社は、株式譲渡制限の（1.ある 2.ない）商法上、あるいは、商法特例法上の（3.大会社 4.中小会社）である。  
当社においてこの選択は（5.ありうる 6.ありえない 7.未定である）が、  
当社の子会社等においてはこの選択は（8.ありうる 9.ありえない 10.未定）。

※回答会社の「大会社」、「中小会社等」の区分は、平成17年3月15日現在の会員会社データに基づいているが、増資等の関係でアンケート回答日現在において商法・商法特例法上の会社区分が変更された会社がある。このような会社の回答は、便宜上変更前の区分に従って集計しているので、ご注意願いたい。

### 選択肢別集計(複数回答)

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
1	328	22.6%	263	20.0%	65	49.6%
2	1026	70.8%	974	73.9%	52	39.7%
3	1235	85.2%	1216	92.3%	19	14.5%
4	120	8.3%	21	1.6%	99	75.6%
5	26	1.8%	22	1.7%	4	3.1%
6	1214	83.8%	1117	84.7%	97	74.0%
7	59	4.1%	44	3.3%	15	11.5%
8	307	21.2%	294	22.3%	13	9.9%
9	597	41.2%	543	41.2%	54	41.2%
10	344	23.7%	312	23.7%	32	24.4%
未回答	68	4.7%	57	4.3%	11	8.4%
	N=1449		N=1318		N=131	

その他の回答として、

- ・ グループガバナンス重視。子会社でも取締役・監査役が本来の職務を果たすべきである。
- ・ 委員会制度導入も選択肢としてあるが、その得失を十分検討したい。今は、有効かつ効率的監査役機能確立を取締役と監査役との協力で確立したい。

などがあった。

Q16は、子会社等がない場合は選択肢8から10を回答できないが、選択肢別集計で見ると、回答会社の7割以上は株式譲渡制限のない大会社で、監査役不設置についての選択は、自社においては8割、子会社等においては4割が「ありえない」と回答していることが分る。

### 回答パターン別集計

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
2.3.6.9	414	28.6%	409	31.0%	5	3.8%
2.3.6.8	235	16.2%	233	17.7%	2	1.5%
2.3.6.10	213	14.7%	210	15.9%	3	2.3%
1.3.6.9	87	6.0%	86	6.5%	1	0.8%
1.3.6.10	58	4.0%	57	4.3%	1	0.8%
1.3.6.8	39	2.7%	39	3.0%	0	0.0%
1.4.6.9	28	1.9%	5	0.4%	23	17.6%
2.4.6.9	24	1.7%	4	0.3%	20	15.3%
1.3.7.10	16	1.1%	14	1.1%	2	1.5%
2.3.7.10	14	1.0%	14	1.1%	0	0.0%
合計	1449	100.0%	1318	100.0%	131	100.0%

【表の読み方】

株式譲渡制限のない1026社(70.8% ※1 )における選択の可能性				
ありうる	ありえない ※2	未定	未回答	
8(0.8%)	934(91.0%)	32(3.1%)	52(5.1%)	
区分	自社における選択の可能性	子会社等における選択の可能性		
※3 大会社 966 94.2% N=1026	ありうる 7 0.7% N=966	ありうる	1	14.3%
		ありえない	4	57.1%
		未定	2	28.6%
		未回答	0	0.0%
	ありえない ※4	ありうる	235	26.5%
		ありえない ※5	414	46.7%
		未定	213	24.0%
		未回答	25	2.8%
	未定 23 2.4% N=966	ありうる	3	13.0%
		ありえない	5	21.7%
		未定	14	60.9%
		未回答	1	4.3%
未回答 49 5.1% N=966	ありうる	3	6.1%	
	ありえない	3	6.1%	
	未定	4	8.2%	
	未回答	39	79.6%	
区分	自社における選択の可能性	子会社等における選択の可能性		
中小会社等 49 4.8% N=1026	ありうる 0 0.0% N=49	ありうる	0	0.0%
		ありえない	0	0.0%
		未定	0	0.0%
		未回答	0	0.0%
	ありえない	ありうる	4	9.8%
		ありえない	24	58.5%
		未定	10	24.4%
		未回答	3	7.3%
	未定 8 16.3% N=49	ありうる	0	0.0%
		ありえない	1	12.5%
		未定	7	87.5%
		未回答	0	0.0%
未回答 0 0.0% N=49	ありうる	0	0.0%	
	ありえない	0	0.0%	
	未定	0	0.0%	
	未回答	0	0.0%	

※1

回答会社 1,449 社中、株式譲渡制限のない公開会社は1,026社(70.8%)である。

※2

このうち 934 社(公開会社の 91.0%)は自社において監査役不設置の選択の可能性は「ありえない」つまり、「監査役は必ず置く」と回答した。

※3

1,026 社の公開会社のうち、966 社(94.2%)は商法特例法上の大会社である。

※4

この 966 社の公開大会社のうち、887 社(91.8%)は自社において監査役不設置の選択の可能性は「ありえない」つまり、「監査役は必ず置く」と回答した。

※5

さらにこの 887 社のうち、414 社(46.7%)は子会社等においても監査役不設置の選択の可能性は「ありえない」つまり、「監査役は必ず置く」と回答した。

以下、同様とする。

株式譲渡制限のある328社(22.6%)における選択の可能性				
ありうる	ありえない	未定	未回答	
18(5.5%)	265(80.8%)	27(8.2%)	18(5.5%)	
区分	自社における選択の可能性	子会社等における選択の可能性		
大会社 256 78.0% N=328	ありうる 11 4.3% N=256	ありうる	5	45.5%
		ありえない	5	45.5%
		未定	1	9.1%
		未回答	0	0.0%
	ありえない	ありうる	39	18.8%
		ありえない	88	42.3%
		未定	58	27.9%
		未回答	23	11.1%
	未定 21 8.2% N=256	ありうる	1	4.8%
		ありえない	1	4.8%
		未定	16	76.2%
		未回答	3	14.3%
未回答 16 6.3% N=256	ありうる	1	6.3%	
	ありえない	1	6.3%	
	未定	2	12.5%	
	未回答	12	75.0%	
区分	自社における選択の可能性	子会社等における選択の可能性		
中小会社等 70 21.3% N=328	ありうる 7 10.0% N=70	ありうる	3	42.9%
		ありえない	3	42.9%
		未定	1	14.3%
		未回答	0	0.0%
	ありえない	ありうる	8	14.3%
		ありえない	28	50.0%
		未定	10	17.9%
		未回答	10	17.9%
	未定 6 8.6% N=70	ありうる	0	0.0%
		ありえない	1	16.7%
		未定	2	33.3%
		未回答	3	50.0%
未回答 1 1.4% N=70	ありうる	0	0.0%	
	ありえない	0	0.0%	
	未定	0	0.0%	
	未回答	1	100.0%	

※自社の株式譲渡制限について未回答だった 95 社と、大会社・中小会社等の区分について未回答だった 13 社のデータは表から割愛した。

## V. アンケート内容について

### 17. 後日の面談について

(17) 後日面談をお願いできますか？

選択肢	全 体		大会社		中小会社等	
1.日時が合えば面談してもよい	354	24.4%	312	23.7%	42	32.1%
2.面談は遠慮したい	1027	70.9%	942	71.5%	85	64.9%
未回答	68	4.7%	64	4.9%	4	3.1%
合計	1449	100.0%	1318	100.0%	131	100.0%

後日の面談については、354名の社長からご了承をいただくことができた。今後適宜面談をお願いする予定である。